

## 本庄市ブロック塀等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防ぎ、通行者の安全を確保するため、通学路や避難路など道路等に面する危険性のあるブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内で本庄市ブロック塀等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、本庄市補助金等交付規則（平成18年本庄市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路等 道路法（昭和27年法律第180号）の道路、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）に規定する道路又はこれに準ずる通路をいう。

(2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガその他石材等を用いて築造した塀（門柱及び基礎を含む。）をいう。

(3) 除却 ブロック塀等の全部又は一部を取り除くことをいう。

(4) チェックポイント 建築物の既設の塀の安全点検について（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）によるブロック塀等の安全点検のためのチェックポイントをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等を所有する者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1) 市税を滞納している者

(2) 販売を目的として整地又は解体工事をする際にブロック塀等を除却する者

(3) 建築物の新築、増築又は改築に伴いブロック塀等を除却する者

(補助の対象となるブロック塀等)

第4条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、道路等に面する高さが80センチメートル（擁壁の上に設置されたブロック塀等は、当該擁壁の高さを含む。）を超えるもので、チェックポイントによりブロック塀等の安全性を点検し、不適合な箇所が確認されたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、地震等の発生により倒壊のおそれがあり、かつ、

通行者に対して危険な状態であると市長が認めたものはこの限りでない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う補助対象ブロック塀等の除却に係る工事とし、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 除却後に残存する道路等に面する全てのブロック塀等の安全性が確認されること。

(2) ブロック塀等が道路等に残存し、又は突出しないこと。（法第42条第2項に規定する道路の場合は、基礎等を全て撤去し道路と後退用地とを同じ高さに整地すること。）

(3) 除却後、ブロック塀等を新設する場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8に適合させること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象事業としない。

(1) 公共事業の施行に伴う補償の対象となっているもの

(2) その他補助対象事業として適当と認められないもの

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、前条の補助対象事業において補助対象ブロック塀等の除却に要する工事費とする。

(補助額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額（ブロック塀等の長さ1メートル当たり1万円を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額で10万円を限度とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一敷地内におけるブロック塀等の除却につき、1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象者は、ブロック塀等の除却に着手する前に本庄市ブロック塀等除却補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) ブロック塀等の位置、延長及び高さを記入した図面等

(3) 現況写真

(4) チェックポイントの確認書類

(5) 見積書の写し

(6) 市税に滞納がないことを証明する書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、本庄市ブロック塀等除却補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、やむを得ない理由によりブロック塀等の除却を取りやめるときは、速やかに本庄市ブロック塀等除却補助金交付申請取りやめ届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第1項に定める交付の可否の決定がなかったものとする。

(ブロック塀等の除却の工事着手)

第10条 交付決定者は、ブロック塀等の除却の工事に着手するときは、速やかに本庄市ブロック塀等除却工事着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(ブロック塀等の除却の完了報告)

第11条 交付決定者は、補助対象ブロック塀等の除却が完了したときは、速やかに本庄市ブロック塀等除却完了報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

(1) ブロック塀等の除却に係る費用の領収書の写し

(2) 廃棄物処理に関する処分証明書の写し

(3) ブロック塀等の除却を行った部分の施工後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正にブロック塀等の除却が行われたと認めたときは、補助金の交付額を確定し、本庄市ブロック塀等除却補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日又はブロック塀等の除却が完了した日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、本庄市ブロック塀等除却補助金交付請求書(様式第7号)により補

助金の交付を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。